

沿岸広域振興局長告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年2月12日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 283号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市松原町二丁目50番6地先から一丁目5番1地先まで	新	A 21.5～15.0 m	m 235.8
釜石市松原町二丁目50番6地先から一丁目5番1地先まで	旧	A 21.5～15.0	235.8
釜石市松原町三丁目25番1地先から一丁目5番1地先まで		B 20.0～10.5	244.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成28年2月12日から同年3月14日まで